佐賀駅南口広場植栽設置工事公募型プロポーザル実施要領

令和３年６月

佐　　賀　　市

１　はじめに

この要領は、佐賀駅南口広場に整備する植栽の施工者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続き及びその他必要な事項を定めるものとする。

２　目的

佐賀駅南口広場に整備予定の植栽について、民間ノウハウを活用したより魅力ある空間の実現、高い品質の確保、コスト削減の期待ができる性能発注を行うものである。

発注にあたり「佐賀駅周辺整備基本計画」及び「佐賀駅南口広場整備イメージ図」に示す内容に加え、本市の意向を十分に理解した上で、民間事業者の豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用し、優れた技術提案を公募型プロポーザルにより幅広く求め、本工事の契約締結における優先交渉権者を選定することを目的とする。

３　業務概要

（１）　工 事 名　佐賀駅南口広場植栽設置工事
（２）　工事内容　植栽工事
（３）　施工場所　佐賀市駅前中央一丁目　地内
（４）　工　　期　契約締結日から令和４年１１月３０日（水）まで
（５）　契 約 上 限 額　１５，８８４，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

４　参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たしたものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
（２）令和３・４年度佐賀市建設工事競争入札参加資格者施行能力等級表において「造園一式、地域区分：市内、等級：Ａ級」に登載されている者。
（３）会社更生法(平成１４年法律第１５４号)又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者
（４）参加表明書の提出期限までの間、佐賀県又は佐賀市から指名停止措置又は指名回避措置を受けていない者
（５）国税及び地方税に未納がない者
（６）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
②暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
③暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

５　参加表明

公募への参加を希望する方は令和３年６月３０日（水）１７時までに参加表明書（様式第１号）を持参または郵送にて提出してください。

６　日程

このプロポーザルに関する主な日程の概要は次のとおり。

公募開始	令和３年　６月１１日（金）
質疑の受付締切り	令和３年　６月１８日（金）
質疑の回答（ホームページにて）	令和３年　６月２５日（金）
参加表明書の提出締め切り	令和３年　６月３０日（水）
技術提案書の提出締め切り	令和３年　７月３０日（金）
審査会（プレゼンテーション）	令和３年　８月上旬（予定）
契約締結	令和３年　８月中旬（予定）

７　実施要項等の交付

令和３年６月１１日（金）から令和３年６月３０日（水）１７時まで佐賀市公式ホームページに掲載される実施要項等をダウンロードすること。

８　質問の受付及び回答

（１）質問方法

本プロポーザルの実施に関する質問については、質問書（様式３）を電子メールに添付し、事務局宛てに送信の上、到達確認の電話連絡を行うこと。

（２）受付期間

令和３年６月１１日（金）から令和３年６月１８日（金）１７時まで

（３）回答方法

提出された質問を取りまとめたうえで、質問事業者名は記載せずに令和３年６月２５日（金）までに、佐賀市ホームページ上に回答を掲載するほか、質問書を提出した事業者に対して電子メールにて回答する。

（４）その他

①指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は受け付けない。
②質問書の内容について不明な点等がある場合には、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

９　参加表明書の提出

（１）提出書類

参加表明書（様式１）

（２）提出部数

正本１部提出すること。

（３）提出期間

令和３年６月１１日（金）から令和３年６月３０日（水）１７時まで

（４）提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合においては、当市への送達が証明できる書留等によるものとし、上記指定時間までに必着のこと。

10　技術提案書の提出

（１） 提出書類

技術提案書（様式２）

① 業務実績	…	Ａ４版縦、Ａ３版折込可（２ページ以内）
② 業務提案		
ⅰ）良好な生育に関する提案	…	Ａ４版縦、Ａ３版折込可（２ページ以内）
ⅱ）維持管理のし易さに関する提案	…	Ａ４版縦、Ａ３版折込可（２ページ以内）
ⅲ）植栽配置計画に関する提案	…	Ａ４版縦、Ａ３版折込可（４ページ以内）
ⅳ）会社独自の提案	…	Ａ４版縦、Ａ３版折込可（２ページ以内）
③ 価格に関する提案	…	Ａ４版縦

（２）提出部数

正本を各１部、副本を各５部提出すること。

（３）提出期間

令和３年７月３０日（金）１７時まで

（４）提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合においては当市への送達が証明できる書留等によるものとし、上記指定時間までに必着のこと。

（５）書類作成・提出上の留意事項

原則、提出書類の提出後における差し替え、追加提出及び再提出は認めない。また、提出された書類は返却しない。

11　審査（優先交渉権者の選定）

（１）審査

①審査は、プレゼンテーション及び質疑応答により実施する。

②審査は、佐賀市に設置する「佐賀駅南口広場植栽設置工事公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）が行い、審査会による審査を経て順位を決定し、最も点数の高い提案者を契約締結の優先交渉権者とする。

③提案者が１者の場合、審査会において合格点の基準を６割として採点した後、審査員の合議により優先交渉権者として適切か判断する。

（２）審査基準

審査（評価）は、加算方式による総合評価方式で行い、審査の項目及び配点等は別紙「審査基準」のとおりとする。

（３）審査結果の通知

審査結果は、個別に通知するとともに、佐賀市ホームページにおいて優先交渉権者名を公表する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

12　選定審査会

（１）期日及び場所

①実施期日：令和３年８月上旬

②実施場所：佐賀市役所内を予定

※時間、場所等の詳細については、別途通知する。

③出席者：プレゼンテーションの説明者は３名以内とする。

（２）実施方法

①プレゼンテーションは１社ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続き、質疑応答を実施する。（プレゼンテーション１５分以内、質疑応答１５分）

②プレゼンテーションの内容は、技術提案書に基づくものとする。

③提案内容の説明については、本工事を担当するものが行うこと。また、提案内容や工事内容等に関しては、分かり易く説明すること。

④プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、モニターに投影する方法を用いて行うことを認める。なお、この場合、モニターに投影するものと同じ資料をプレゼンテーション開始前までに事務局へ５部提出すること。この資料は、技術提案書の提案範囲を超えた内容は認めない。

⑤プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は提案者で用意すること。なお、モニター、ＨＤＭＩケーブルについては事務局で準備する。また、実施場所はインターネット回線を使用できる環境ではないため、留意すること。

⑥新型コロナウイルス感染症対策の必要性によっては、別の方法により審査を実施する場合がある。その場合には事務局から別途通知する。

（３）その他

プレゼンテーションに出席しない場合は、事業実施の意思がないものとみなし、原則として、優先交渉権者として選定しないものとする。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。その後の対応については、事務局の指示に従うこと。

13　契約

審査により選定された優先交渉権者と工事内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を行う。契約対象となる内容は、技術提案書を基本とし協議により決定する。なお、協議が整わない場合は、評価により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

14　失格

以下の事項に該当する場合には失格となる場合がある。

（１）本プロポーザル期間中に、「４　参加資格要件」を満たさなくなった場合

（２）「技術提案書の提出」で規定した事項を遵守していない場合
（３）提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
（４）著しく信義に反する行為があった場合
（５）審査の公平性に影響を与える行為があった場合

15　その他

（１）本業務のプロポーザルに関する経費は、すべて提案者の負担とする。
（２）提出された技術提案書等は、提案者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製、保存等を行う。
（３）契約締結後に、契約者が参加資格を満たしていないことが判明したとき、又は財務状況の悪化等により工事の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど契約相手方としてふさわしくないと認められるときは、契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

16　事務局

佐賀市 佐賀駅周辺整備構想推進室
担当：園田、長弘
〒８４０－８５０１　佐賀市栄町１番１号
電話番号：０９５２－４０－７００９
ＦＡＸ番号：０９５２－４０－７３８１
メールアドレス：sagaeki@city.saga.lg.jp
ホームページ：https://www.city.saga.lg.jp

17　審査基準

（１）審査項目・配点

審査項目	配点	内容
①　業務実績	**１０．０**	
・同種、類似業務実績	１０．０	・同種又は類似した工事の経験
②　業務提案	**１２０．０**	
ⅰ）良好な成育への工夫	１０．０	ⅰ）樹木や地被類の良好な生育に関する提案
ⅱ）維持管理のしやすさ	３０．０	ⅱ）維持管理がしやすい植栽選定の提案
ⅲ）植栽配置計画	６０．０	ⅲ）居心地よい緑化空間を創造するための植栽配置計画の提案
ⅳ）その他独自提案	２０．０	ⅳ）会社独自の提案
③　価格に関する提案	**２０．０**	※別途計算式による。
・業務価格、主要内訳書	２０．０	
合　計	**１５０．０**	

（２）審査基準

審査項目ごとに、以下の審査基準に基づき審査を行い、当該項目の配点に対する係数を乗じて得点を付与する。

評価区分	審査基準	係　数
A	特に優れた提案となっている。	配点×１．０
B	優れた提案となっている。	配点×０．８
C	要求水準は満たした提案となっている。	配点×０．６
D	要求水準を満たしていない。	配点×０．２

価格に関する審査については、下記の計算式により算出した点数とする。

計算式	価格点＝配点×（提案者の最低価格／当該提案者の価格）

注）計算結果は整数止め。（小数点第１位を四捨五入する。）